

(件 名) 「子ども達の安全な食の未来」について

(陳情の要旨)

2018年4月に主要農作物種子法が廃止されましたが、鹿児島県は2020年4月付けで鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例を制定していただいたことで、米、麦、大豆及びさとうきびの生産、普及が今まで通り行う事ができるようになりました。ですが、2017年8月農業競争力強化支援法が施行されて種子生産に関する知見を民間企業が公的機関から民間企業に移譲されることになり、2020年12月に種苗法が改定され植物種苗の新品種開発を促進するため、種子の育成者権保護を目的として、農家の自家採種・増殖を有料の許諾制になることが改定されました。

種子の保全、育成及び供給を困難にし、種子開發生産の民間企業支配と独占に道を開くことになりかねず、農家の経済的負担が増大することや、農家による種苗の自家採種・増殖の権利を奪う可能性もあり、育成者権者からの権利侵害を理由とした訴えなどを懸念して営農意欲をそがれ、後継者不足も重なって、伝統的な日本の農業のさらなる衰退をもたらす恐れがあります。ひいては、食料の安全保障、種の多様性、環境の保全、地域の存続、といった持続可能な経済社会の確立にとって大きなマイナス要因ともなりかねないことが危惧されます。以上の趣旨に基づき下記事項を陳情します。

記

- 1 農業者が、登録品種の収穫物、種苗から得られる収穫物の一部を次期収穫物の生産のために種苗として用いる自家採種、増殖は、原則自由とすること。登録品種の育成者権者が種苗の栽培・採種・増殖に関わる限定条件を付帯した場合（許諾性など）は、農業者に対して、許諾料のようなものが発生しないよう措置すること。
- 2 農研機構などの公的な機関、また地方公共団体で育種・育成された、公共品種については登録品種であっても、農業者による自家採種・増殖の権利を認めること。
- 3 新品種登録のための審査について、厳正、公平な審査が行われるよう、出願された品種を登録品種として認定するための機関に、農家や農民団体の推薦する代表者と、農業に関する遺伝資源と分類に関わる生物学者が認定決定権に関わるよう措置すること。
- 4 種苗会社などの育種・育成者権者が、農業者に対して、権利侵害として、濫訴しないよう担保するため、権利侵害の立証は現物主義を原則とし、特性表を用いて権利侵害を立証する場合でも、農業者を訴える場合は、農家・農民団体の推薦者と、農業に関わる遺伝資源と分類に関わる生物学者も加えた、農水大臣諮問の第三者機関などを設置し、農業者に対する権利侵害で種苗会社や育種・育成者権者が訴える前に、機関に事前通知し、育成者権が及ぶ品種か否かを判定する制度を設けること。

(添付書類省略)